

最高裁秘書第3347号

令和4年11月21日

林弘法律事務所

弁護士 山中理司様

最高裁判所事務総長 堀田眞哉

司法行政文書不開示通知書

10月17日付け（同月20日受付、第040368号）で申出のありました司法行政文書の開示について、下記のとおり開示しないこととしましたので通知します。

記

1 開示しないこととした司法行政文書の名称等

別添司法行政文書開示請求書写し記載のとおり（添付資料省略）

2 開示しないこととした理由

1の各文書は、いずれも作成又は取得していない。

(注) この判断に苦情がある場合は、この通知を発した日（本通知書の右上に記載された日付）の翌日から起算して3か月の間、最高裁判所事務総局秘書課に対して苦情の申出をすることができます。

(担当) 秘書課（文書開示第二係） 電話03（4233）5240（直通）

司法行政文書開示請求書

令和4年10月17日

最高裁判所事務総局秘書課文書開示第二係 御中

〒530-0047

大阪市北区西天満4丁目7番3号 冠山ビル3階

林弘法律事務所 弁護士山中理司

電話: 06-6364-8525

FAX: 06-6364-4816

下記のとおり司法行政文書の開示を請求します。

記

1 司法行政文書の名称等

- ① 判決書に対する閲覧等制限が民事訴訟法92条1項1号に該当するかどうかを判断する際、「刑事訴訟又は他の訴訟において言い渡される判決は、少年の利益のために必要がある場合又は当該手続が夫婦間の争い若しくは児童の後見に関するものである場合を除くほか、公開する。」と定める自由権規約14条1項は一切考慮しないことになっていることが分かる裁判官の研修資料その他の文書(添付の大蔵高裁令和4年9月15日決定参照)
- ② 許可抗告を認めるかどうかを判断する際、最高裁平成29年1月31日決定の岡部喜代子補足意見は考慮しないことになっていることが分かる裁判官の研修資料その他の文書(添付の令和4年10月5日付の抗告許可申立理由書及び大蔵高裁令和4年10月13日決定参照)

2 求める開示の実施の方法

写しの送付を希望します。

